

大規模広域災害における
連携・協力に関する協定

令和2年3月26日

大規模広域災害における連携・協力に関する協定

関西広域連合（以下、「甲」という。）及び滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（以下、「乙」という。）と、大阪ガス株式会社（以下、「丙」という。）は、大規模広域災害が発生した場合における連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力を行い、大規模広域災害発生時に、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 大規模広域災害発生時に、甲、乙及び丙は、道路、主要なガス設備の被災状況、ガス供給停止範囲及び道路啓開やガス供給の復旧計画等に関する情報の共有に努める。

2 乙は、丙より提供される情報を、乙が所管する府県内の市町村に対して情報共有することに努める。

（復旧における連携・協力）

第3条 乙及び丙は、道路啓開やガス供給の復旧に関する事業実施にあたり、可能な範囲で相互に連携・協力を行う。

（平時の情報共有）

第4条 乙及び丙は、前2条に定める事項を効率的に実施できるよう、平時より相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先して復旧を検討すべき重要施設に関する情報の共有等に努める。

（手続等）

第5条 第3条の規定による連携・協力の詳細については、乙及び丙で別途協議を行う。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（個別協定との関係）

第8条 この協定は、大規模広域災害発災時の復旧等に関し、乙と丙が個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

（協議）

第9条 甲、乙及び丙は、本協定に定めがない事項又は本協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して、決定するものとする。

令和2年3月26日

甲 関西広域連合
広域連合長 井戸敏三

乙 滋賀県
滋賀県知事 三日月大造

京都府
京都府知事 西脇隆俊

大阪府
大阪府知事 吉村洋文

兵庫県
兵庫県知事 井戸敏三

奈良県
奈良県知事 荒井正吾

和歌山県
和歌山県知事 仁坂吉伸

京都市
京都市長 門川大作

大阪市
大阪市長 松井一郎

堺市
堺市長 永藤英機

神戸市
神戸市長 久元喜造

丙 大阪ガス株式会社
代表取締役社長 本荘武宏